

後期高齢者医療制度に加入している方へ

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。

医療費の自己負担割合が変わる方へ

新しい被保険者証をお送りします

◇8月からの医療費の自己負担割合

令和3年度の住民税の課税状況等で決まります。同じ世帯の被保険者のうち、令和3年度の住民税所得が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」です。

●収入額による特例

自己負担が3割で、令和2年中の収入が「収入の基準額(※)」に該当する方は、申請により「1割負担」になります。該当すると思われる方には6月28日に基準収入額適用申請書をお送りしました。

※収入の基準額…同じ世帯の被保険者の収入の合計額が▶1名の場合は383万円未満(70歳～74歳の方が同じ世帯にいる場合は520万円未満)、▶2名以上の場合は520万円未満

◎負担割合が変わる方

新しい被保険者証を7月12日(月)に発送します。これまでの被保険者証は、8月1日(日)以降に同封の返信用封筒でお返しください。

◎負担割合が変わらない方

新しい被保険者証はお送りしません。これまでの被保険者証で受診してください。

◇自己負担割合1割で

世帯全員が住民税非課税の方へ

医療機関等の窓口で支払う金額がより低額な自己負担限度額までとなるほか、入院時の食事代が減額される限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。すでに交付されていて令和3年度も対象となる方には、申請がなくても新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を7月19日(月)に発送します。

◇自己負担割合3割で同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の方へ

医療機関等の窓口で支払う金額がより低額な自己負担限度額までとなる限度額適用認定証を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。すでに交付されていて令和3年度も対象となる方には、申請がなくても新しい限度額適用認定証を7月19日(月)に発送します。

令和3年度の

保険料の納入通知書を発送します

保険料の納入通知書を7月16日(金)に発送します。保険料は2年ごとに見直しています。納入通知書には、保険料の計算方法のご案内も同封しています。

※令和2年分の所得税・住民税の申告が遅れた方、新宿区以外の住所で住民税が課税されている方などは、後日、保険料が変更になることがあります。

保険料の納付は原則として年金からの引き落としです

◆納付方法を口座振替(自動払込)に変更できます

保険料納付方法変更申出書を高齢者医療担当課へ郵送または直接、お持ちください。申出書が8月4日(水)までに届いた方は10月から、その後届いた方は12月以降、口座振替に変更します。

※申出書を提出しても、保険料を滞納した場合は、年金からの引き落としに切り替わることがあります。

◆納付書や口座振替で納付する方

次の方は、年金からの引き落としでなく、納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。忘れずに納付してください。

▶介護保険料が年金からの引き落としでない、▶年金(介護保険料が引かれている年金)受給額が年額18万円未満、▶令和3年7月1日以降に75歳になった、▶令和3年4月2日以降に新宿区に転入した、▶本人の申し出により口座振替に変更した、▶後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が、介護保険料が引き落とされている年金受給額の2分の1を超える

※年度の途中で保険料が増額になる方は、年金からの引き落としと、納付書や口座振替での納付が併用になる場合があります。

新型コロナの影響で収入が減少した方へ

申請により保険料を減免します。左下記事「国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付けています」をご覧ください。

65歳以上の方へ 令和3年度介護保険料納入通知書を7月13日に発送します

令和3年度の介護保険料は、令和2年中の所得に基づく令和3年度の住民税課税状況と、令和3年4月1日現在の世帯状況で計算します(令和3年4月2日以降に新宿区に転入した方や65歳になった方は、資格を取得した日の世帯状況で計算)。

※3月16日以降に確定申告・住民税申告をした場合、今回お知らせする令和3年度の通知内容を変更する場合があります。

※介護保険料納入通知書は、東京都シルバーパス(満70歳以上の希望者に東京バス協会が発行)購入の際、所得確認書類として使用できます。再発行はできませんので大切に保管してください。

※7月30日(金)までに納入通知書が届かない方はご連絡ください。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4597へ。

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方 介護予防・生活支援サービス事業対象者の方へ

新しい介護保険負担割合証を7月16日に発送します

介護保険サービスなどを利用するときの利用者負担割合(1～3割)を記載した介護保険負担割合証(適用期間/令和3年8月1日～4年7月31日)を7月16日(金)に発送します。令和3年8月サービス利用分からは新しい介護保険負担割合証を、介護保険被保険者証と併せて提示してください。

★利用者負担割合…令和3年度の住民税の課税状況等に応じて判定します。判定基準は、介護保険負担割合証に同封のチラシや新宿区ホームページでご案内しています。

【問合せ】▶要介護・要支援の方…介護保険課資格係 ☎(5273)4597、▶事業対象者の方…地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568(いずれも本庁舎2階)へ。

新型コロナの影響で収入が減少した世帯の方へ 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付けています

令和3年度分の保険料で、令和3年4月1日～4年3月31日に納期限があるものが対象です。申請要件・方法等詳しくは、新宿区ホームページ(右図二次元コード)でご案内しています。

【問合せ】保険料減免担当(本庁舎4階) ☎(5273)4189へ。



国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者を対象に 新宿区おくすりバッグを配布しています

◆残薬(処方薬)の整理にお役立てください

薬の飲み忘れや副作用等による健康被害を予防するため、区内143か所の指定薬局(※)で新宿区おくすりバッグ(写真)を配布しています(数に限りあり)。

指定薬局では、薬剤師による残薬整理の相談をお受けしています。おくすりバッグに処方薬とお薬手帳を入れてお持ちください。

※指定薬局は新宿区ホームページまたは新宿区薬剤師会ホームページ(☎https://www.shinyaku.com/)でご確認いただけます。

【対象】原則として65歳以上の新宿区国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者

【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階) ☎(5273)4078へ。



生活困窮世帯の方へ

新型コロナウイルス感染症

生活困窮者自立支援金を支給します

原則申請は郵送で受け付けます

◆申請期限は8月31日

新型コロナの影響が長期化する中で、社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るとともに、それが困難な場合には、生活保護の受給につなげるための支援を行います。

●対象

下記①のいずれかに該当し、②を満たす世帯

①総合支援資金の再貸付が終了した世帯、再貸付が不承認となった世帯、再貸付の相談をしたものの申し込みに至らなかった世帯

②公共職業安定所での求職活動を行うこと、就労による自立が困難な場合には生活保護の申請を行うこと(生活保護を受けている世帯を除く)

※そのほか、収入・資産要件があります。詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

●支給額

▶1人世帯…月60,000円

▶2人世帯…月80,000円

▶3人以上世帯…月10万円

※支給期間は3か月間です。

●申込み

所定の申請書等を8月31日(火)(消印有効)までに郵送で新宿区自立支援金受付窓口(〒160-0022新宿5-18-21、第2分庁舎2階) ☎(5273)4122へ。申請書等は同窓口で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

【区の担当課】生活福祉課生活支援係(第2分庁舎1階) ☎(5273)4570